

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 売払物件の内容

(1) 売払物件の名称及び数量

県が実施する家畜の能力検定において不合格とされた雄牛 2 頭

(2) 売払物件の詳細

ア 第 1 売払物件

牛 名 号 第 2 富士茂勝

登 録 番 号 黒 3920

生 年 月 日 平成 11 年 5 月 20 日

個体識別番号 10288-0432-8

血 統 父 平茂勝 母 ふじしげ

母の父 気高富士 母の母 すみ 2

母の父の父 高茂

イ 第 2 売払物件

牛 名 号 照福栄

登 録 番 号 黒 13800

生 年 月 日 平成 14 年 7 月 15 日

個体識別番号 10276-2414-9

血 統 父 福栄 母 てるしげ

母の父 平茂勝 母の母 てるやす

母の父の父 菊照土井

(3) 引渡期限

平成 20 年 2 月 28 日（木）午後 4 時

(4) 引渡場所

東伯郡琴浦町大字松谷 606 鳥取県畜産試験場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 当該売払物件の取引を目的として購入しようとする場合にあっては、家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 3 条第 1 項に規定する免許を有している者であること。

(3) 当該売払物件の飼養を目的として購入しようとする場合にあっては、当該売払物件の飼養が可能な国内の施設を有し、又は借り受けている者であって、当該施設において現に牛を飼養しているものであること。

(4) 平成 20 年 2 月 1 日（金）から同月 21 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を

受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県畜産試験場

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-2503 東伯郡琴浦町大字松谷 606

鳥取県畜産試験場総務普及課

電話 (代) 0858-55-1362

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成20年2月1日(金)から同月7日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 第1売払物件

平成20年2月18日(月)午後1時30分

鳥取県畜産試験場2階会議室

イ 第2売払物件

平成20年2月18日(月)午後2時

鳥取県畜産試験場2階会議室

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 第1売払物件

平成20年2月21日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取県畜産試験場2階会議室

イ 第2売払物件

平成20年2月21日(木)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取県畜産試験場2階会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成20年2月12日(火)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に替えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格(平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契

約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格をいう。)を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

イ アにかかわらず、会計規則第112条第2項第6号の規定により、売払代金が即納されるときは、契約保証金を免除する場合がある。

7 条件

(1) 転売の禁止等

落札者は、当該売払物件若しくはその精液を国外に移送し、又は国外で利用する目的を有する者に対し転売してはならない。

(2) 引渡し

落札者は、当該売払物件を1の(3)の引渡期限までに1の(4)の引渡場所で確実に引き取らなければならない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、契約締結後、引渡しを受ける日の前日までに売買代金の全額を納入しなければならない。ただし、買受人が代金を即納してその物件を引き取るときは、会計規則第111条第1項第3号の規定により契約書の作成を省略する場合がある。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物件を購入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。